

関係所属長 殿

和歌山県警察本部長

ストーカー加害者等の治療における医療機関からの協力に対する謝金の運用について（普通）

ストーカー加害者等に対する再犯防止対策を効果的に推進するため、「ストーカー加害者等の治療における医療機関からの協力に対する謝金の運用について（普通）」（平成29年3月17日付け生企、会第307号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、生活安全部人身安全対策課の新設に伴い、下記のとおり改定し、令和4年4月1日から運用するので、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 趣旨

恋愛感情等に起因する暴力的事案にかかるストーカー事案等の特徴は、ストーカー加害者等（以下「加害者」という。）の被害者に対する強い執着心や支配意識を有しているため、加害者自身が検挙される危険を顧みず大胆な犯行に及び、事態が急展開して重大事件に発展するというところにある。

このような特徴を踏まえて、加害者の被害者に対する執着心や支配意識を取り除くことが大きな課題であるが、加害者に対しては、精神科医師や臨床心理士等の専門家（以下「医療機関」又は「担当医師等」という。）による精神医学的・心理学的アプローチに基づくカウンセリングや治療（以下「治療」という。）により、加害者の内面に働き掛けることが有効な手段になると考えられることから、警察が医療機関と連携し、加害者やその家族に対して積極的な治療勧奨を行い、加害者の更正を支援して事態の沈静化を図るとともに、被害者の再被害防止、安全確保を図ることが目的である。

2 対象者

この制度の対象は、加害者のうち、被害者に対する強い執着心や支配意識を有し、引き続きつきまとい等を繰り返すおそれがあり、かつ、加害者自らが治療を受ける意思があり、自己の個人情報や事案概要を警察及び医療機関に提供することに同意している者を対象とする。

3 運用の概要

別添「チャート図（ストーカー加害者等に対する治療の流れ）」のとおり

4 制度の流れ

- (1) 治療勧奨（対象者の選定）〔別添チャート図①参照〕

生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）又は警察署長は、治療の対象者と思われる者を把握し、治療勧奨するときは、対象者やその家族等に対し、医療機関における治療の必要性に加えて、次の点についても十分な説明を行い、その理解や同意を得ておくこと。

ア 治療費用は、全て自己負担であること。

イ 治療は、あらかじめ警察から医療機関に対し、個人情報や事案の概要等を説明した上で行われるもので、原則、通院治療であること。

ウ 警察と医療機関には守秘義務が課せられており、個人情報は保護されること。

エ 事案の概要や加害者の言動等によっては、医療機関から治療等を拒否される場合もあり得ること。

(2) 治療の同意〔別添チャート図②参照〕

人身安全対策課長又は警察署長は、対象者が治療に同意する場合は、あらかじめ対象者から

様式1 同意書

を徴収して、その同意を得ておくこと。

また、対象者が未成年者の場合は、その保護者にも、治療等の趣旨や必要性等を十分に説明した上、同意書に自署させるなどし、その同意を得ておくこと。

(3) 対象者選定報告〔別添チャート図③参照〕

警察署長は、対象者から治療の同意が得られ、同意書を徴収すれば、人身安全対策課長に対して、同意書の写しとともに、

様式2 対象者選定報告書（ストーカー加害者等治療）

により、対象者選定の報告を行うこと。

対象者選定の報告を受けた人身安全対策課長は、その対象者に対する当該治療の必要性等について検討し、対象者選定の報告を行った警察署長（以下「担当署長」という。）と協議の上、治療等の実施可否を決定すること。

(4) 治療依頼・協議〔別添チャート図④参照〕

人身安全対策課長は、対象者の治療実施を決定すれば、治療に対する理解や協力が得られる医療機関に対し、対象者の精神疾患の内容、居住地域等の情報を提供、協議の上、最も適当な医療機関を決定すること。

(5) 医療機関の決定等〔別添チャート図⑤参照〕

医療機関が決定すれば、人身安全対策課長と担当署長は相互に連携し、事前に、医療機関の担当医師等に対し、治療の必要性や治療方針、治療開始日等について相談の上、必要な助言を受け、また治療開始に向け、対象者に連絡を取るなどして円滑な調整を行うこと。

(6) 治療開始〔別添チャート図⑥参照〕

対象者の治療を開始すれば、人身安全対策課長又は担当署長は、医療機関と相互に連携し、治療が対象者の再犯防止、被害者への保護対策に向けて効果的に行われるよう、対象者の治療状況や動向等の情報を互いに共有することとし、医療機関に対し、その理解と協力を得ておくこと。

(7) 同行支援・連携〔別添チャート図⑦参照〕

人身安全対策課長又は担当署長は、治療の継続中においても、医療機関と連携を密

にし、要望があれば、受診時等に警察官を同行させる、又は加害者に付き添うなどの後方支援活動を行うこと。

また、医療機関から対象者の治療状況や動向にかかる助言内容を得た場合、その助言内容に応じて、対象者や家族等に対する指導や被害者の保護対策などを行うこと。

なお、人身安全対策課長又は担当署長は、治療勧奨から治療終了までの間に、医療機関から助言を受ける場合には、その都度、医療機関に対して謝金を支払うなどし、積極的な活用を行うこと。

5 謝金の支出手続

(1) 支出額及び支出回数

人身安全対策課長又は担当署長は、治療勧奨から治療終了に至るまでの間において、担当医師等から助言を受けるなどした場合は、対象者1人につき、その情報提供や助言等にかかる謝礼として、助言等を実施した担当医師等に対し、謝金を支払うものとするが、金額については別に定める。

(2) 支出手続

担当署長は、担当医師等から治療に関する情報提供や助言等を受けた場合、その都度、

様式3 謝金交付依頼書（ストーカー加害者等治療）

を作成し、人身安全対策課長に提出すること。

人身安全対策課長又は担当署長は、助言等を受けた担当医師等に対し、謝金の支払いをする場合、同担当医師等から

様式4 助言実施結果報告書（ストーカー加害者等治療）

様式5 口座振込依頼書

を徴収し、人身安全対策課長経由の上、警務部会計課長に報告し、報告を受けた同会計課長は、所要の謝金支出手続を行うこと。

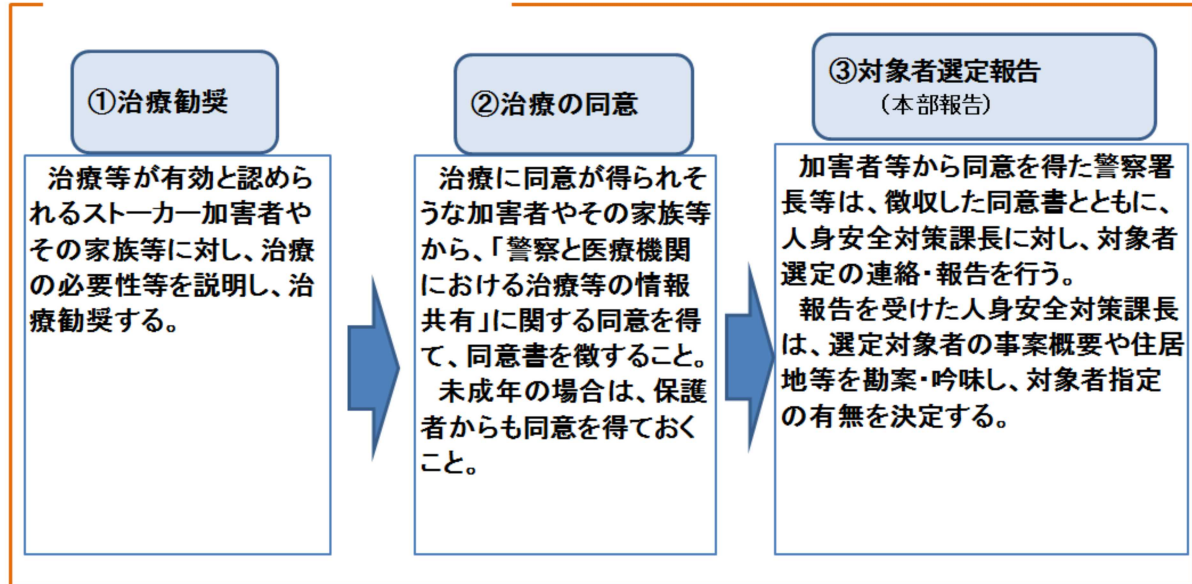
6 留意事項

- (1) 治療は、対象者の任意の意思に基づいて実施されるものであることから、同治療を実施するに当たり、強制にわたるような言動は厳に慎むこと。
- (2) 治療に当たっては、対象者及びその保護者（親族）等との関係構築に配慮し、治療の趣旨や必要性等について十分に説明を行い、特に、対象者が未成年者である場合は、必ず保護者の同意を得ること。
- (3) 担当医師等と緊密な連携を図り、対象者やその家族等に対し、治療の過程で得た助言を踏まえた適切な指導等を行うこと。
- (4) 治療にかかる対象者の個人情報、業務上必要のない者に漏えいすることがないよう秘密の保持を徹底すること。

（別記様式省略）

チャート図(ストーカー加害者等に対する治療の流れ)

【警察署・警察本部の対応】



【医療機関の対応】

